

## 【改正】育児・介護休業法のポイント

25



平成29年10月1日より、  
育児・介護休業法が改正さ  
れました。

主な改正点は、

(1)保育所に入れない場合  
など、2歳まで育児休業の  
再延長が可能

(2)子どもが生まれる予定  
の方などに育児休業等の制  
度などを周知する「努力義務」

(3)育児目的休暇の導入促  
進「努力義務」

です。

ポイントは3点、最も重  
要となるのは(1)の改正です。

現状では最長、子どもが1  
歳6カ月までとなつている  
育児休業期間を「2年」ま  
でとする改正内容です。子  
どが1歳6カ月に達する時点  
で、次のいずれにも該当す  
る場合には、子が1歳6カ  
月に達する日の翌日から子

が2歳に達する日までの期  
間において、事業主に申し  
出ることにより、育児休業  
を取得することができます。  
①育児休業に係る子が1  
歳6カ月に達する日におい  
て、労働者本人又は配偶者  
が育児休業をしている場合  
②保育所に入所できない  
等、1歳6カ月を超えても  
休業が特に必要と認められ  
る場合

保育園などに入所できず、  
退職を余儀なくされる事態  
を防ぐことが目的です。さ  
らに、育児をしながら働く  
男女労働者が、育児休業な  
どを取得しやすい職場環境  
づくりを進めます。従って、  
育児休業給付金の給付期間  
も延長した場合は、2歳ま  
で支給されます。

これを受け、企業におい  
ては今年10月1日の改正法



(介護休業の93日とは  
通算しない)

(4)要介護状態の対象  
家族を介護する場合、  
「介護期間中の残業免  
除」を申請できる

(5)有期雇用契約労働  
者の育児休業取得要件  
が緩和

(6)子の看護休暇は、  
「半日（所定労働時間  
の2分の1）単位での取得  
が可能に

(7)育児休業等の対象とな  
る子の範囲拡大

(8)事業主に対し、上司や  
同僚、派遣先からのマタハ  
ラ・パタハラ防止措置を義  
務付け（パタハラ・パタニ  
ティ・ハラスメント。妊娠、  
出産、育児休業、介護休業  
などに対する男性社員への  
嫌がらせ）

育児・介護休業法の上記  
改正点は「育児・介護休業  
規定」に反映されています  
か？ 各企業においては  
（いとう労務経営事務所所  
長、特定社会保険労務士）

（1）介護休業は、対象家族  
一人につき「通算93日」を  
上限として「3回までの分  
割取得」が可能

育児・介護休業法の上記  
改正点は「育児・介護休業  
規定」に反映されています  
か？ 各企業においては  
（いとう労務経営事務所所  
長、特定社会保険労務士）

（2）介護休暇は、「半日  
(所定労働時間の2分の1)  
単位での取得が可能

（3）介護のための所定労働  
時間の短縮措置等は、「利  
用開始から3年」の間に  
「2回以上」の利用が可能

れます。育児・介護休業が  
取得しやすい環境となつた  
ところで、その他の従業員  
への負担が増えたり、正常  
に業務運営できなかつたり  
しては企業としてはマイナ  
スです。ますます、育児休  
業が取得しづらい環境にな  
るかもしれません。当面は  
努力義務とされている事項

については今すぐに対応せ  
ずとも、慎重に検討を重ね  
ることが大切です。今すぐ  
対応すべきことと、そうで  
ないことを正しく把握し、  
育児・介護休業の改正法対  
応を企業内で進めていく必  
要があります。

育児や介護によって離職  
を余儀なくされる方を防ぎ、  
一人ひとりのキャリア形成  
が促進され、企業としては  
働きやすい企業というブラン  
ドの形成、社風の向上に  
つながることが、当改正の  
主旨であり、実践・運用す  
ることが企業の責任である  
と思います。

（イラスト・伊藤栄章）